

プロテニスプレーヤー西村佳世選手後援会 会員規約

第1条（名称）

本会は、「プロテニスプレーヤー西村佳世選手後援会（通称：西村佳世応援団）」（以下「本会」）と称する。

第2条（目的）

この規約は、世界4大会を目指す西村佳世選手（以下「本人」という）の活動理念に賛同し、応援と支援を行うとともに会員同士の交流、テニスの普及を目的とする。

第3条（活動内容）

本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 本人の選手活動に関する支援
2. 本人の選手活動に関するホームページ運営など広報・宣伝活動
3. 本人の選手活動を支援するための寄付金、会費の募集活動及びその管理
4. 練習会や激励会、会員相互の親睦を図る会などの企画と運営
5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第4条（会員）

本会の目的に賛同する個人、法人及び団体（以下「会員」）は、会員となることができる。
また、本人とスポンサー・サポート契約等を締結している法人及び団体については、それらの同意をもって特別会員とする。

第5条（入会及び退会）

所定の申込手続きと会費を納入することで会員になることができる。

2. 会費は、本会会計年度の年会費とし月割は行わない。
3. 会費は、個人一口3,000円、法人及び団体一口20,000円とする。
4. 会員の申出により退会することができる。
5. 会員資格は、期日内に会費を納めることにより年度会員とし、翌年度以降も同様に継続するものとする。
6. 会員は、本会ホームページに法人・団体名または氏名（置名可）を掲載する権利がある。
7. 会員は、この規約に違反し、または本会の名誉を棄損する行為を行った場合等は、役員会の決議により除名されることがある。
8. 納付された会費は、年度内の退会を含めていかなる場合においても返還を行わない。
9. 会員申込において入会審査を必要とするときは、役員決議により入会可否を決定する。

第6条（遵守事項）

会員及び役員は、次の各号に同意しこれを遵守する。

1. 指導方針、指導方法及び練習方法、試合の結果等の選手活動に干渉をしない。
2. 本人及び家族、コーチ陣に干渉をしない。
3. 本人や家族、本会などに対し、如何なる見返りも求めない。
4. 会員が会員、または外部者等より被った中傷、著作権侵害などあらゆる被害についての

賠償、補償、調停などを本会に求めない。

第7条（禁止事項）

当会は、会員及び役員が次の行為を行うことを禁止します。

1. 本会または本人、スポンサー、会員の著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為またはそのおそれがある行為
2. 本会または本人、スポンサー、会員のプライバシーを侵害する行為またはそのおそれがある行為
3. 第三者になりすまして本会に入会する行為または他の会員になりすましてサービスを利用する行為
4. 本会または第三者を誹謗中傷する行為
5. 本会または第三者に不利益を与える行為
6. 本会の運営または本人の摂取活動を妨げるような行為
7. 申込において虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為
8. 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為

第8条（本会の経費）

本会の活動経費は、会費で賄う。

2. 支出は、本規約第3条に記載された活動内容にのみ実行される。
3. 支出は、役員会で予算承認がされたもの及び役員会が必要と認めた費用について随時実行される。

第9条（会計）

本会の事業及び会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第10条（本会の解散）

本人の申出により世界4大会を目指すことを断念した場合は、当該年度末をもって解散とする。

第11条（役員会）

本会は、本会の運営に相応しい次の役員を置く。

1. 会長1人
2. 副会長若干人
3. 理事若干人
4. 監事2人
5. 役員会は、前項の役員をもって下記のとおり構成する。
 - ・役員は無報酬とする。
 - ・本人の試合応援等に関わる交通・宿泊費等は役員自己負担とする。
 - ・役員同士の会食等は役員自己出費とする。
 - ・役員は会員より選出される。
 - ・役員の任期は2年とし再任を妨げない。

- ・役員は総会において選任する。

第12条（総会及び会議）

総会は役員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、会長が招集し会計年度初めに開催する。
3. 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき会長が招集する。
4. 決議は、出席者の過半数をもって成立する。

第13条（規約の改廃等）

本規約は、事前予告なしに改廃することがある。

2. 規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
3. 規約に変更があったときは本会ホームページ上で告知し、告知をもって変更の効力が生ずるものとする。

第14条（特例）

規約に定めるもののほか緊急かつ必要事項については、役員会で決定し臨機の処置ができるものとする。

第15条（後援会事務局の所在地）

本会事務局の所在を下記とする。

神戸市東灘区御影本町2-9-16 4階
株式会社ケセラセラ 内

（附則）

本規約は、後援会設立2025年4月12日から施行する。